

## 乳児虐待事件について

平成25年4月26日、医療受診した児童(当時生後7か月)に大腿骨骨折が見つかり、受傷の状況と保護者の説明が合わないため、中央子ども家庭相談センターに虐待通告が入る。直ちに、職員が病院にて調査を行い、児童を一時保護。併せて警察に通報を行った。

本ケースは、4月9日にも他の医療機関から通告を受けており、この間の子ども家庭相談センターの対応について課題を検討し、より迅速でていねいな対応につなげたい。

### 1 一時保護までの子ども家庭相談センターの対応

- 平成25年4月9日 A医療機関からの虐待通告受理  
A医療機関に受診時の状況を確認  
大津市と情報共有・情報収集(4か月健診 等)  
B医療機関から情報収集(1か月健診、予防接種 等)  
緊急受理会議開催
- 4月10日 転入前の自治体から情報収集  
(母子手帳の交付状況、妊婦健診の受診状況 等)  
職員2名による家庭訪問  
(安全確認、母親面接、宅内の状況確認)  
B医療機関に出生時の状況確認  
A医療機関から本児の体重情報等の収集
- 4月15日 A医療機関訪問(主治医面接)
- 4月17日 職員2名による家庭訪問(母親面接、事故防止等の指導)
- 4月18日 C医療機関から4/16の受診状況確認
- 4月23日 大津市から4/19の市の家庭訪問時の状況確認
- 4月26日 D医療機関からの虐待通告受理  
警察に通報し、本児を職権で一時保護

### 2 課題と対応

- (1) 医療機関から通告を受けた乳児ケースについては、特に緊張感を持った迅速でていねいな対応の徹底を図る必要がある。
- ① 父親面接ができていなかったが、今後は、加害者が不明なケースにおいては、早期の家庭内全ての人への面接を徹底する。
  - ② 児童虐待対応保健指導員が家庭訪問に同行できていなかったが、今後、子どもの健康状態をより正確に把握するために、乳児ケースの初動調査の家庭訪問には、同指導員を同行させる。
  - ③ 乳児を養育する家庭に対する今後の支援を見据えて、市町の母子保健部署とのより一層の連携した対応に努める。
- (2) 今後、7月9日開催予定の児童虐待事例検証部会において、本ケースを報告し、各委員の意見を伺い、今後に反映させていく。

子ども虐待対応・アセスメントフローチャート

